

工事の入札に際しての留意点について

- I 無効となる入札について
- II 配置予定技術者について
- III 低入札価格調査について
- IV 分離・分割発注工事における落札者の決定方法について

I 無効となる入札について

無効となる入札については、次のとおりですので留意して入札されるようお願いいたします。

(1) 入札の無効について定めている主な規則等

- ①富山市契約規則 第12条
- ②入札心得 第6条
- ③建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項（「共通公告」）11

(2) 特に留意していただきたい主な事例

①入札書と積算内訳書の金額が異なる入札及び入札書の記載事項が不明瞭であり意志表示が確認できない入札

- 事例1：「入札書」の入札価格と「入札価格の積算内訳書」の入札価格が異なる入札
- 事例2：「入札価格の積算内訳書」において、「2 入札価格」に記載された入札価格と「3 入札価格の内訳」の表中の「工事価格」が異なる入札
- 事例3：「入札書」の工事名と「入札価格の積算内訳書」の工事名が異なる入札

②提出書類のいずれかが欠けている入札

- 事例1：「入札価格の積算内訳書」の添付がない入札
- 事例2：共同企業体として入札に参加する際に必要な「使用印鑑届兼電子入札用委任状」を受付締切日時までに提出されなかった入札
- 事例3：総合評価落札方式の案件で、通常の場合で提出する様式と総合評価で提出する様式（技術資料）とのいずれかを省略した入札

③その他

第1順位の落札候補者が、落札決定の日までに共通及び個別の入札公告に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、その者の入札は、効力を失います（参照：共通公告11(2)）。

（ただし、共通公告1(1)ケ(工事成績による入札参加の制限)の要件を除きます。）

Ⅱ 配置予定技術者について

(1) 一般競争入札の配置予定技術者調書に記載する主任技術者等

原則として、入札公告の要件を満たす技術者1名を記載してください。

ただし、入札参加申請時に配置予定技術者を特定できない場合に限り、複数の候補者を記入することができます。

(2) 請負金額との配置予定技術者との関係

①請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合

ア 入札公告の要件を満たす技術者であること。

イ 営業所専任技術者でないこと。

ウ 入札書締切日において、他の工事に配置されていないこと（ただし、その工事の完成後、検査が終了し、事務手続き・後片付けなどのみが残っていて、契約時に配置できる場合を除く。）。

②請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満となる場合

ア 入札公告の要件を満たす技術者であること。

イ 入札書締切日において、他の工事の専任技術者でないこと（ただし、その工事の完成後、検査が終了し、事務手続き・後片付けなどのみが残っていて、契約時に配置できる場合を除く。）。

【配置予定技術者調書に記載できる技術者】

区分	請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満となる場合	請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合
営業所専任技術者を兼ねている場合	【専任の特例】の条件を満たしていれば、調書に記載して入札に参加できます。	工事現場に専任配置となるため、調書に記載することはできません。
営業所専任技術者を兼ねてない場合	調書に記載して入札に参加できます。落札者となった場合、3,500万円未満の他の工事との兼任配置も可能です。	調書に記載して入札に参加できます。落札者となった場合、工事現場に専任配置となり、他の工事と兼任できません。

【専任の特例】

営業所専任技術者が下記の条件を満たす場合に限り、専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結された建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

低入札で第1順位の落札候補者となった場合、専任の特例が可能な工事であっても主任技術者の専任配置が必要となります。

配置予定技術者調書に営業所専任技術者を記載されていた場合、専任配置することができない（記載された技術者の変更はできません。）ため、落札候補者としての資格を辞退するとともに、不誠実な行為として指名停止措置も受けることとなりますので十分ご注意ください。

（３）同日開札の複数の工事に対する配置予定技術者

- ・ 1人の技術者で複数の工事に入札参加することは可能です。
- ・ 専任配置が必要となる工事及び分離・分割発注工事（重複落札を制限する場合）を除いて、1人の技術者で複数の工事の落札者となることも可能です。
※分離・分割工事（重複落札を制限する場合）の場合でも、1人の技術者で複数の案件に重複して入札に参加することは可能です。

（４）配置予定技術者の変更

配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者は、死亡、傷病、退職等の真にやむを得ない場合を除いて変更することはできません。

やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札公告の要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

Ⅲ 低入札価格調査について

(1) 調査基準価格等

ア 調査基準価格

直接工事費	100 分の 97
共通仮設費	100 分の 90
現場管理費	100 分の 90
一般管理費	100 分の 68

予定価格の 7.5/10 から 9.2/10 の範囲内

イ 失格基準価格

直接工事費	100 分の 85
共通仮設費	100 分の 85
現場管理費	100 分の 90
一般管理費	100 分の 55

(2) 低入札価格調査における留意点

①調査の結果、指名停止となる場合

ア 入札価格調査票及び「**入札価格の積算内訳書**」に対応する**明細書**（金抜き設計書と同項目による明細書）を市から提出依頼があった日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に提出しなかった場合、その入札を無効とし、不誠実な行為として指名停止を行います。

イ 配置技術者の専任化又は増員を行うことができず、落札候補者としての資格を辞退することとなった場合、その入札を無効とし、不誠実な行為として指名停止を行います（「Ⅱ配置予定技術者について」の（2）の【専任の特例】を参照してください。）。

②調査期間等における入札価格の制限

調査基準価格を下回る価格で落札候補者又は落札者となった者の他の工事における入札価格を次のとおり制限します。

ア 調査対象となった者（共同企業体の場合は、各構成員とする。）は、当該入札の落札者とするかどうかを決定するまでの間、調査を経て落札者となった者（共同企業体の場合は、各構成員とする。）は、当該工事の完成検査日（引渡し日）までの間、工事の種別にかかわらず、他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできません。

ただし、落札者に起因しない事情によって当該工事の工期が延長されたときは、あらかじめ公告、仕様書により工期の延長が明示されていた場合を除き、入札価格の制限は当初契約締結時の完成期限までとなります。

イ 上記に該当する者が、他の工事において低入札価格調査の対象者となる場合及び調査基準価格を下回る価格で入札した場合、その入札を無効とします。

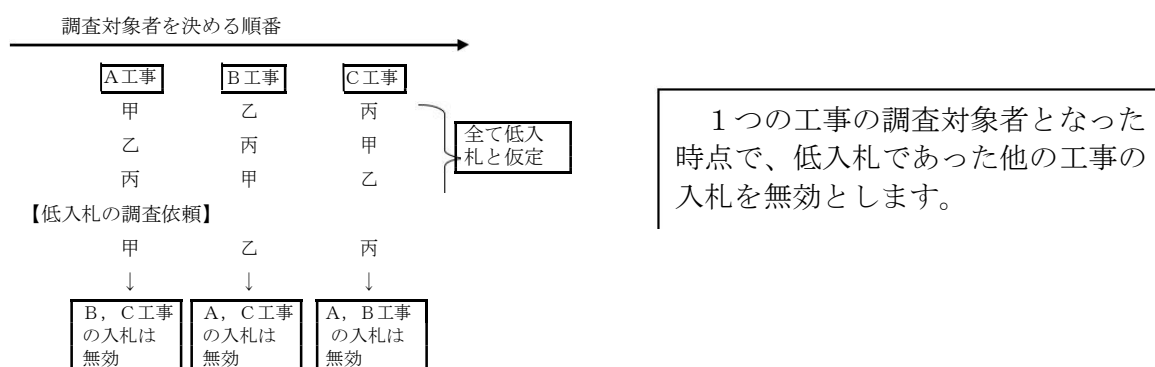
ただし、下記の工事のうち、入札価格制限措置の対象外とする旨を入札公告又は指名通知書に記載する工事については、調査基準価格を下回る価格での入札を認めます。

- ・ 富山市低入札価格調査制度実施要領第 5 条第 4 項の規定による失格基準価格を適用しない工事
- ・ 前号のほか富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会又は富山市請負工事等指名業者選定委員会が認めた工事

(同一開札日に、同一の者が複数低入札を行った場合)

同一開札日に、同一の者が複数の案件において低入札を行った場合は、建設業法別表第一に掲げる工事種類の順番で、予定価格の高いものから調査対象者を決定します。

イメージ図



※A工事の審査をし低入札調査の依頼をしてから、B工事の審査を開始する。

③落札者となった者への対応

調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結する場合は、次に掲げる対応を行います。

- ア 配置技術者の専任化又は増員を行います。
- イ 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリングを行います。
- ウ 監督業務の頻度を高めるなど、監督業務を強化します。
- エ 検査業務を強化し、中間検査を1回以上実施します。

IV 分離・分割発注工事における落札者の決定方法について

分離・分割発注工事で、同一の者が複数の工事を重複して落札することを制限する入札における落札者の決定等は、次のとおりです。

- ア 入札公告の番号及び指名通知に示す入札番号の順に開札を行い、落札者を決定します。
低入札価格調査が必要な場合等で落札者が直ちに決定しないときは、その入札の落札者が決定するまでの間、その後の入札の落札者の決定を保留します。

※同一開札日に、重複落札を制限する工事において、同一の者が複数の案件において低入札を行った場合は、まず、「Ⅲ 低入札価格調査について」の②「同一開札日に、同一の者が複数低入札を行った場合」の処理を実施してから、順番に落札者を決定していきます。

- イ 落札者が共同企業体のときは、当該共同企業体の構成員及び当該企業体の構成員の全部又は一部を同じくする共同企業体は、その後の入札の落札者となることはできません。